

令和 8 年度第 1 回美祢警察署協議会会議録

開催日時		令和 8 年 6 月 5 日（金） 午後 3 時から午後 4 時 3 0 分までの間
開催場所		美祢警察署 3 階 講堂
出席者	協議会	配川委員、利重委員、柳瀬委員、織田委員、阿野委員 計 5 人
	警察署	署長、次長、会計課長、刑事・生活安全課長、地域・交通課長、 警備課長 計 6 人
議題		1 所管業務説明 2 諮問事項 「うそ電話詐欺等被害防止対策」
1 会長挨拶 令和 8 年度第 1 回美祢警察署協議会の開催に当たり、一言挨拶申し上げる。 私は、警察署協議会委員 6 年目となり、いい経験をさせてもらった。また、美祢警察署の皆様は、市の安全・安心のために仕事をして頂き頼もしく思っている。 今日の議題は、うそ電話詐欺等被害防止対策であるが、我々警察署協議会委員も意見・提言を出し合い、有意義な会議にしたいのでよろしくお願いする。 2 署長挨拶 （省略） 3 所管業務説明 令和 8 年 1 月から 4 月末までの業務推進状況について、以下の項目に沿って説明した。 (1) 効果的な犯罪抑止対策の推進状況 ア 刑法犯の認知・検挙状況等 イ うそ電話詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺の発生状況 ウ 人身安全関連事案の対応状況 (2) 地域警察活動の推進状況 ア 地域安全活動の推進状況 イ 通報対応状況等 (3) 交通事故抑止対策の推進状況 ア 交通事故発生状況 イ 管内の交通事故の特徴等		

ウ 交通事故抑止対策の状況

(4) 大規模災害等に備えた緊急事態対策の推進

ア 警察署災害警備本部等設置状況

イ 災害発生に備えた取組状況

4 諮問事項説明

「うそ電話詐欺等被害防止対策」

5 所管業務・諮問事項に対する質疑等

(委員)

駐在所の管轄でない市街地の場合、駐在所と違い巡回連絡等で警察官と話す機会が少ないと感じる。よく見回り等でパトカーの姿をみかけるが、その際、高齢者等に注意喚起のため声をかけて頂きたい。

(地域・交通課長)

駐在所のない市街地においても警察署の所在地勤務員が巡回連絡を行っている。

今後も巡回連絡の時間を確保するとともに、警ら等ありとあらゆる機会をとらえて住民に接し、情報発信を行うこととする。

(委員)

うそ電話詐欺対策として、相談窓口や家族に相談できる環境づくりが必要であると感じている。専用窓口を設置して気軽に相談できる仕組みづくりが重要では。

(刑事・生活安全課長)

現時点、うそ電話詐欺に特化した専用窓口は存在しない。しかし、警察署や交番、駐在所どこでも相談は可能であるので、積極的に活用して頂きたい。また、他にも、消費生活センター等の窓口もあるので積極的に広報することとする。

(委員)

投資詐欺やロマンス詐欺は相談したくない場合が多く、ネット上の投資の誘い等は怪しいので、ネット情報自体を全く信じないよう啓蒙活動をしていくしかないのだろうか。

(刑事・生活安全課長)

委員ご指摘のとおり、騙されたことに対する恥ずかしさ等から、警察に相談しない場合もあるため、実際の被害件数はもっと多いと感じる。

警察としては、被害広報等を通じて防止を図っているほか、犯行に使われた口座を速やかに凍結依頼するなどの犯行ツール対策も推進しているところである。

しかし、お金に困って口座を売却する者は後を絶たず、なかなか効果が出ているとは言い難い状況が続いている。これら対策は、警察だけでは限界があるため、詐欺に使用されるSNS業者、金融機関などと連携して総合的な対策を進めているところである。

(委員)

手口が知れ渡ると減少するように、新しい手口が発生した場合、積極的に公表し、抑止するという地道な活動しかないように感じる。

(刑事・生活安全課長)

警察としても手口を広報することにより抑止効果があると考えており、被害等を

認知した場合、必ず広報をすることとしている。

(委員)

例えば、若年層以外の携帯電話の新規契約や、携帯電話が不正に使用された際の罰則強化等、携帯電話の対策を今以上に厳しくすべきではないだろうか。

(刑事・生活安全課長)

詐欺に使用される携帯電話は、ほとんどが聞いたこともないような業者が管理している回線になっている現状にある。

大手キャリアは身分確認等しっかりしているため詐欺に使われるケースは滅多にないが、様々な通信事業者が大手キャリアの回線を借りて事業を行っており、末端の犯罪グループが使用する回線は何重にも通信事業者が介入するため、末端に行けば行くほど実態解明が困難な現状である。不正使用の携帯電話は、警察庁に情報を集約するなどして実態解明に努めているところである。

(委員)

国外からの着信の規制は、一般人による着信拒否や携帯会社による設定要望だけでは不十分と感じる。

(刑事・生活安全課長)

警察庁推奨アプリを導入していただければかなりの数が防げられると思われる。

(委員)

警察庁推奨アプリについて具体的な機能を教示願う。どのくらい利用されているのか、これが広まることでかなり防止できるのか。

(刑事・生活安全課長)

アプリについては、詐欺対策 b y N T T タウンページとトレンドマイクロ詐欺バスター Lite がある。

共通機能としては、警察庁が提供する特殊詐欺等に利用された電話番号の発着信を遮断する機能、国際電話番号の発着信を遮断する機能、警察庁が提供する防犯情報等の通知機能がある。

詐欺対策 b y N T T タウンページの独自機能としては、事業者が A I 技術等により、独自調査した電話番号の発着信を遮断する機能、発着信時の事業者名称表示機能がある。

トレンドマイクロ詐欺バスター Lite の独自機能としては、国内で利用されるウイルスバスターの A I 技術により収集した詐欺利用電話番号などの発着信を遮断する機能がある。

詐欺対策 b y N T T タウンページのダウンロード数は、4 月末時点で 6 0 万ダウンロードを突破、トレンドマイクロ詐欺バスター Lite は、4 月末時点で 1 8 万ダウンロードを突破しており、これらのアプリをインストールすることでかなりの詐欺が防げるものと認識している。

(委員)

過去、詐欺と思われる電話があった際、折り返しをするからと電話番号、名前を聞き一旦切断した後、家族や知人に相談して必要なら電話をするとよいと聞いた。

(刑事・生活安全課長)

効果的で基本的な対策である。私自身も、怪しいと感じたら電話には出ず、その電話番号をコピーしてネットで検索をかけるようにしている。そのうえで、悪質業者や詐欺との風評のある電話番号と判明すれば、着信拒否にしている。

(委員)

自転車の新しい制度について説明して欲しい。

(地域・交通課長)

本年4月1日から、自転車にも16歳以上の違反者に対して反則通告制度が導入されたことが大きな変更点である。

(委員)

4月から自転車のルールが変わったが、車道の左側を走る自転車を車で追い越すときのルール等、車を運転する立場で気をつけることがあったら教えていただきたい。

(地域・交通課長)

具体的には、車道で自転車の右側を通過する場合は、1メートル程度の間隔を空けると安全であるが、はみだし禁止場所で対向車線にはみだした場合は交通違反となるため、安全な間隔が取れない場合は、時速20キロメートルから30キロメートルの安全な速度で運転する必要がある。

6 その他

令和8年度第2回の協議会は、改めて日程を調整することとした。